

5 個別的ニーズに応じた解決手段

- 1 心身の不調
 - (1) 精神的につらい、体調が悪い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 8
 - (2) 被害に遭った人同士で気持ちを共有したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 8
- 2 私生活上の問題
 - (1) 仕事上の困難
 - ア 職場で不合理な対応にあった・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 9
 - イ 働かなければならないが、就職先が見つからない・・・・・・・・・・ 9 9
 - ウ 資格を取得し、スキルアップを図りたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 0
 - エ 働きたいが、子どもの世話がある・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 0
 - (2) 不本意な転居など住居の問題
 - ア 一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある・・ 1 0 0
 - イ 自宅が犯罪の現場になり転居する必要がある・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 1
 - (3) 経済的な困窮
 - ア 被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい・・・・・・・・・・ 1 0 1
 - イ 医療費の負担を軽くしたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 2
 - ウ 生活資金に困っている・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 3
 - エ 障害を負ったり精神障害を負った場合の制度・・・・・・・・・・ 1 0 4
 - オ 子育てに係る費用の負担を軽くしたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 6
 - (4) 子育てに伴う経済的支援以外の問題
 - ア 子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい・・・・・・・・・・ 1 0 7
 - イ 子どもを預けたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 7
 - (5) 福祉、人権問題に関する相談
 - ア どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続きを教えてほしい・・ 1 0 7
 - イ 犯罪被害に遭ったことにより人権を侵害されたが、どこに相談してよいかわからない・・ 1 0 8
 - (6) 報道に関すること
 - ア マスコミにどう対応していいかわからない・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 8
- 3、加害者に関すること
 - (1) また被害に遭わないか不安を感じる・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 8
 - (2) 加害者がどうなったのか知りたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 9
 - (3) 加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい・・ 1 1 0
- 4、捜査、裁判に伴う問題
 - (1) 法的なアドバイスが欲しい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 1
 - (2) 警察署、検察庁、裁判所へ赴くことに不安を感じる・・・・・・・・・・ 1 1 1
 - (3) 事件に関する情報を知りたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 2
 - (4) 刑事手続きに参加したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 3
 - (5) 刑事手続きに関して弁護士に援助してほしい・・・・・・・・・・ 1 1 3
 - (6) 損害賠償請求等をしたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 4

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。

※支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

1. 心身の不調

(1) 「精神的につらい、体調が悪い。」

ア、●受診相談、悩み相談

精神的被害を受けた被害者に対し、相談・カウンセリング等を実施しています。

(連絡先)

栃木県精神保健福祉センター (P. 165)

栃木県健康福祉センター・宇都宮市保健所 (P. 166)

(公社) 被害者支援センターとちぎ (P. 142)

警察 (被害相談窓口) (P. 129)

とちぎ性暴力被害者サポートセンター (P. 184)

(2) 「被害に遭った人同士で気持ちを共有したい。」

ア、●自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先)

(公社) 被害者支援センターとちぎ (P. 142)

栃木県精神保健福祉センター (P. 165)

2. 生活上の問題

(1) 仕事上の困難

ア「職場で不合理な対応にあった。」

(ア) ●労働問題に関する相談

解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

・相談窓口：総合労働相談コーナー(P. 178)、労働基準監督署(P. 176)、
労政事務所(P. 179)

・法律相談：栃木県弁護士会(P. 154)

(イ) ★労働紛争の調整

弁護士等が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。

(連絡先)

総合労働相談コーナー(P. 178)

イ「働かなければならないが、就職先が見つからない。」

(ア) ●就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先)

ハローワーク(P. 176)、栃木職業能力開発促進センター(P. 178)

労政事務所(P. 179)、とちぎジョブモール(P. 180)

(イ) ★公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先)

ハローワーク(P. 176)、栃木職業能力開発促進センター(P. 178)

(ウ) ★訓練手当(職業訓練受講給付金)

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

(連絡先)

ハローワーク(P. 176)

(エ) ★母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(連絡先)

市町(P. 119)、母子家庭等就業・自立支援センター(P. 185)

(オ) ★母子・父子自立支援プログラム策定事業

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(連絡先) 市町 (P. 119)

ウ 「資格を取得し、スキルアップを図りたい。」

(ア) ★高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師等の定められた資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に、修学期間の全期間（上限 24 か月）、訓練促進費が支給されます。

(連絡先)

市町 (P. 119)、栃木県健康福祉センター (P. 166)

(イ) ★母子家庭等自立支援教育訓練給付金

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は、父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(連絡先) 市町 (P. 119)、栃木県健康福祉センター (P. 166)

エ 「働きたいが、子どもの世話がある。」

(ア) ★子育てのサポート

児童の預かり等のサポートを利用できます。

(連絡先)

ファミリー・サポート・センター (P. 188)

(イ) ★一時保育（一時預り）

様々な事情によって子どもを育てることができない場合、生活時間帯に応じて子どもを保育したりします。

※ 利用料金は有料です。

(連絡先)

市町 (P. 119)

(2) 不本意な転居など住居の問題

ア 「一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある。」

(ア) ★公営住宅への一時入居

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等が住

宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで公営住宅への入居ができる場合があります。

(連絡先)

市町 (P. 119)

(イ) ★被害直後における一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、継続して居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合など、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供します。

(連絡先)

警察 (P. 129)

イ「自宅が犯罪の現場になり転居する必要がある。」

(ア) ★県営住宅への優先入居

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）が県営住宅の入居募集に応募した場合に、抽選において優先措置があります。また、国の通知に基づき、提供可能住戸があるときに限り、一時的な入居ができる場合があります。

(連絡先)

県 (P. 117)

(イ) ★公営住宅への優先入居

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）は、公営住宅に優先的に入居できる場合があります。

(連絡先)

市町 (P. 119)

(3) 経済的な困窮（問題）

ア「被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい。」

(ア) ★犯罪被害給付制度

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

(連絡先)

警察 (P. 129)

(イ) ★労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対し

て、労働者やその遺族のために、必要な保険給付を行います。

(連絡先)

労働基準監督署 (P. 176)

(ウ) ★災害共済給付

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園や保育園等の管理下における火災（負傷、疾病、障害又は死亡）に対し、医医療費、障害見舞金又は、死亡見舞金を支給します。

(連絡先)

独立行政法人日本スポーツ振興センター (P. 192)

イ「医療費の負担を軽くしたい。」

(ア) ●高額療養費の支給

同じ月内に同一保険医療機関に支払った自己負担額が一定額を超えた場合、その超えた金額が申請により給付される制度です。

(連絡先)

事業主、全国健康保険協会栃木支部 (P. 205)

健康保険組合（組合健保）

市町（国民健康保険、後期高齢者医療制度） (P. 119)

各種共済保険（共済組合）

かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカー

(イ) ★高額療養費の貸付（立替）制度

加入者が、病院の窓口での支払いが困る場合、その支払いの一部を貸付けする制度です。

(連絡先)

事業主、全国健康保険協会栃木支部 (P. 205)

健康保険組合（組合健保）

市町（国民健康保険） (P. 119)、各種共済保険（共済組合）

かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカー

(ウ) ★医療費控除

年間に支払った医療費から保険等で補填される金額を差し引いた金額が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

(連絡先)

税務署 (P. 205)

(エ) ★自立支援医療費支給制度

障害者総合支援法に基づいて、身体・知的・精神の障害にかかわらず、市町等が福祉サービスを提供しております。自立支援医療費の支給としては、精神通院公費（精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方）、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更正医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限額が原則として1割になります。ただし、所得に応じ負担上限額があります。※自立支援医療費以外に介護給付費、訓練等給付費があります。

（連絡先）

精神通院医療、厚生医療：市町（P.119）

育成医療：栃木県健康福祉センター（P.165）

通院している医療機関

(オ) ★子ども医療費助成

お子さんが医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。小学6年生まで、中学3年生まで、高校3年生までと市町により差異があります。

（連絡先）

市町（P.119）

(カ) ★ひとり親家庭医療費助成

母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や親（配偶者のいない養育者を含む。）に対して、保険診療にかかった医療費の自己負担額について一部を支給します。ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費及び入院に係る食事療養費は除きます。

（連絡先）

市町（P.119）

ウ「生活資金に困っている。」

(ア) ★生活福祉資金貸付制度

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障害者世帯、または高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。

（連絡先）

社会福祉協議会（P.169）

(イ) ★児童扶養手当

対象要件等に該当する児童を監護する母又は養育する者に対して、一定額を支給します。

（連絡先）市町（P.119）

(ウ) ★母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母や父子家庭の父、その扶養している児童及び寡婦などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行います。

(連絡先)

市町 (P. 119)

(エ) ★寡婦(寡夫)控除

配偶者と死別又は離婚をした後、婚姻をしていないか、配偶者の生死が不明な方で、生計を同じにする子などがおり、合計所得額が一定額以下の方に一定額の税が控除されます。

(連絡先)

税務署 (P. 205)

エ「障害を負ったり精神障害を負った場合には次のような制度があります。」

(ア) ★犯罪被害給付制度(重傷病給付金、障害給付金)

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の重傷病又は障害を負った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

(連絡先)

警察 (P. 129)

(イ) ★特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、手当を支給します。

(連絡先)

市町 (P. 119)

(ウ) ★身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付していません。手帳の取得により、更生医療の給付や補装具費の支給などの障害福祉サービスの利用、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、各種手当の給付、各種税の減免及び控除、公共施設(県)の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引、運賃の割引などのサービスが障害の程度に応じて受けられます。※ 診断書作成料は有料です。

(連絡先)

市町 (P. 119)

(エ) ★障害者控除

本人又は扶養親族等が障害者である場合には、一定額の税が控除されます。

(連絡先)

税務署 (P. 205)

(オ) ★障害基礎年金

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合などに一定額を、支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる可能性があります。

(連絡先)

市町 (P. 119)

(カ) ★特別障害給付金

国民年金任意加入対象者であった方が、当時、任意加入していない期間にかかった病気やけががもとで一定の障害が残っている場合などに一定額を支給します。

(連絡先)

市町 (P. 119)

(キ) ★障害厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。

(連絡先)

厚生年金：日本年金機構 (P. 204)、共済年金（各共済組合）

勤務先庶務担当

(ク) ★精神障害者保健福祉手帳の交付

精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、自立支援医療費支給制度申請の簡素化、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引などが受けられます。

※ 診断書作成料は有料です。

(連絡先)

市町 (P. 119)

(ケ) ★自立支援医療費支給制度

障害者総合支援法に基づいて、身体・知的・精神の障害にかかわらず、市町等が福祉サービスを提供しております。

(連絡先)

市町 (P. 119)

オ「子育てに係る費用の負担を軽くしたい。」

(ア) ★要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(連絡先)

市町 (P. 119)

(イ) ★幼稚園就園奨励費補助事業

幼稚園に就園している幼児を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

(連絡先)

市町 (P. 119)

(ウ) ★第3子以降保育料免除

保育所入所児童のうち、第3子以降の3歳未満児の保育料を免除します。国の制度では、兄弟が同時入所した場合の保育料を2人目は1/2、3人目は無料としていますが、この制度は同時入所に関係なく第3子以降3歳未満児の保育料を免除するものです。

(連絡先)

市町 (P. 119)

(エ) ★その他の幼稚園保育料減免事業費補助

(連絡先)

市町 (P. 119)

(オ) ★遺児手当

父母の一方又は両方が死亡した児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的として、児童1人につき月額3,000円を支給します。

(連絡先)

市町 (P. 119)

(カ) ★児童手当

対象要件等に該当する児童を養育している方に対して、一定額を支給します。

(連絡先)

市町 (P. 119)

(キ) ★児童扶養手当

対象要件等に該当する児童を監護する父、母又は養育する者に対して、一定額を支給します。

(連絡先)

市町 (P. 119)

(4) 子育てに伴う問題（経済的支援以外）

ア「子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい。」

(ア) ●子育てに関する相談

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。

必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

(連絡先)

児童相談所 (P. 186)

(イ) ★子育てのサポート

児童の預かり等のサポートを利用できます。

(連絡先)

ファミリー・サポート・センター (P. 188)

イ「子どもを預けたい。」

(ア) ★一時預かり

様々な事情によって一時的に家庭において保育できない場合、主として昼間において一時的に就学前の子どもを預かります。※ 利用料金は有料です。

(連絡先)

市町 (P. 119)

(イ) ★児童相談所

必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

(連絡先)

児童相談所 (P. 186)

(5) 福祉、人権問題全般

ア「どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい。」

(ア) ●福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障害者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先)

・福祉全般：栃木県健康福祉センター、各市福祉事務所 (P. 165)

社会福祉協議会 (P. 169)

・高齢者に対する福祉：地域包括支援センター (P. 171)

イ「犯罪被害に遭ったことにより人権を侵害されたが、どこに相談してよいかわからない。」

(ア) ●犯罪被害者等の人権相談

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、犯罪被害者等の人権相談に応じています。その他、弁護士会に設置されている人権公害委員会も人権擁護等を取り扱う機関です。

(連絡先)

法務局(P. 162)、栃木県弁護士会 (P. 154)

(6)報道に関すること

ア「マスコミにどう対応していいかわからない。」

(ア) ●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先)

警察 (P. 129)、栃木県弁護士会 (P. 154)、法テラス(P. 140)

(イ) ★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構 (B P O)」(連絡先: TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330) に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」(FAX:03-3291-1220) に異議申立てをすることができます。

(連絡先)

栃木県弁護士会 (P. 154)、法テラス(P. 140)

3. 加害者に関すること

(1) また被害に遭わないか不安を感じる

ア ★地域警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を行います。

(連絡先)

警察 (P. 129)

イ ★再被害防止

犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受け

ることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(連絡先)

警察 (P. 129)

ウ ★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度（後述）とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(連絡先)

検察庁 (P. 151)

(2) 加害者がどうなったのか知りたい

ア ★被害者連絡制度

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

(連絡先)

警察 (P. 129)、海上保安庁 (P. 138)

イ ★被害者等通知制度

刑事事件の処分結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先)

検察庁 (P. 151)、矯正管区 (P. 156)、少年鑑別所 (P. 157)、少年院 (P. 158)
地方更生保護委員会 (P. 158)、保護観察所 (P. 159)

ウ ●確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟法に基づき、閲覧することができます。

(連絡先)

検察庁 (P. 151)、法テラス (P. 140)、栃木県弁護士会 (P. 154)

エ ★不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件の被害者等については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を、閲覧できることがあります。

(連絡先)

検察庁 (P. 151)、法テラス (P. 140)、栃木県弁護士会 (P. 154)

オ ★公判記録（起訴された事件の同種余罪の被害を含む）・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先)

地方・簡易裁判所(P.145)、家庭裁判所(P.148)、検察庁(P.151)
法テラス(P.140)

カ ★審判傍聴制度

少年事件において、一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

(連絡先)

家庭裁判所(P.148)、法テラス(P.140)、栃木県弁護士会(P.154)

キ ★審判状況の説明

少年事件において、少年事件の審判期日における審判の客観的、外形的状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。

(連絡先)

家庭裁判所(P.148)、法テラス(P.140)、栃木県弁護士会(P.154)

ク ★審判結果の通知

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受け取ることが出来ます。

(連絡先)

家庭裁判所(P.148)

(3) 加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

ア ★意見陳述

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(連絡先)

検察庁(P.151)、(少年事件につき)家庭裁判所(P.148)

法テラス(P.140)、栃木県弁護士会(P.154)

イ ★刑事裁判への参加(被害者参加制度)

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

(連絡先)

検察庁(P.151)、法テラス(P.140)、栃木県弁護士会(P.154)

ウ ●刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

犯罪被害者等から加害者である被収容者との外部交通(面会や通信の発受)に関する相談に対して、その一般的な取扱についての説明を行っています。

(連絡先)

矯正管区(P. 156)、刑事施設(P. 156)

エ ★意見等聴取制度

刑務所などからの加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や、被害に関する心情を述べることができます。

(連絡先)

地方更生保護委員会(P. 158)、保護観察所(P. 159)

オ ★心情等伝達制度

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聞き、保護観察中の加害者に伝えます。

(連絡先)

保護観察所(P. 159)

4. 捜査、裁判に伴う問題

(1) 法的なアドバイスが欲しい

ア ●各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

法テラス(相談窓口や法制度を紹介するほか、資力などについて一定の要件に該当する方は、無料法律相談(予約制)を行っています。)
(P. 140)、栃木県弁護士会(P. 154)、検察庁(P. 151)

イ ★犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて、弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

(連絡先)

法テラス(P. 140)

(2) 警察署・検察庁・裁判所に赴く事に不安を感じる

ア ●付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴、証言や意見陳述の出廷、傍聴の際に支援者が付き添います。

(連絡先)

(公社)被害者支援センターとちぎ(P. 142)

(3) 事件に関する情報を知りたい

ア ★被害者連絡制度

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

(連絡先)

警察 (P. 129)、海上保安庁 (P. 138)

イ ★被害者等通知制度

刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪判決確定後の刑事施設における加害者の処遇状況等をお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先)

検察庁 (P. 151)、矯正管区 (P. 156)、少年鑑別所 (P. 157)、少年院 (P. 157)、
地方更生保護委員会 (P. 158)、保護観察所 (P. 159)

ウ ★公判記録の閲覧・コピー (起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む)・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先)

地方裁判所・簡易裁判所 (P. 145)、検察庁 (P. 151)

(少年事件につき) 家庭裁判所 (P. 148)、法テラス (P. 140)

エ ★審判傍聴制度

少年事件において、一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

(連絡先)

家庭裁判所 (P. 145)、法テラス (P. 140)、栃木県弁護士会 (P. 154)

オ ★審判状況の説明

少年事件において、少年事件の審判期日における審判の客観的、外形的状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。

(連絡先)

家庭裁判所 (P. 145)、法テラス (P. 140)、栃木県弁護士会 (P. 154)

カ ★審判結果の通知

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

(連絡先) 家庭裁判所 (P. 145)

(4) 刑事手続等に参加したい

ア ★意見陳述

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(連絡先)

検察庁 (P. 151)、(少年事件につき) 家庭裁判所 (P. 145)

法テラス (P. 140)、栃木県弁護士会 (P. 154)

イ ★刑事裁判への参加(被害者参加制度)

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

(連絡先)

検察庁 (P. 151)、法テラス (P. 140)、栃木県弁護士会 (P. 154)

(5) 刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

ア ★日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応、示談申し入れへの対応など、刑事手続、少年手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。

(連絡先)

法テラス (P. 140)、栃木県弁護士会 (P. 154)

イ ★被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

殺人、傷害、性犯罪、過失運転致死傷罪等の被害を受けた方やご家族の方などで、裁判所から「刑事裁判への参加」を許可された方(被害者参加人)を対象に、参加に関する弁護士(被害者参加弁護士)の費用等を国が負担する制度です。法テラスでは、被害者参加人の意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知する業務を行います。

(連絡先) 法テラス (P. 140)、栃木県弁護士会 (P. 154)

(6) 損害賠償請求等をしたい

ア ●法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題を、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

(連絡先)

法テラス(P. 140)、市町 (P. 119)、栃木県弁護士会 (P. 154)

(公社) 被害者支援センターとちぎ (P. 142)

イ ★民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。保護命令の申立てについても対象となります。

(連絡先)

法テラス(P. 140)

ウ ★損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

(連絡先)

地方裁判所 (P. 145)、法テラス(P. 140)、栃木県弁護士会 (P. 154)

エ ★被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産(犯罪被害財産)については、その犯罪が組織的に行われた場合や犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなど、いわゆるマネーロンダリングが行われた場合には、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化して、その事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき、被害回復給付金を支給しています。

(連絡先)

検察庁 (P. 151)